

青森県重症難病患者在宅療養支援事業が変わります（申込者用）

①利用登録が不要になりました

- これまでは利用前に「利用登録」が必要で、かつ利用希望時には「利用申込」と、2回の申し込みが必要でしたが、「利用登録」を不要とし、「利用申込」1回だけで申し込みが完了します。

②利用申込先が保健所になりました

- これまで「利用登録」は保健所に、「利用申込」は難病診療連携コーディネーターにと、申込先がバラバラでしたが、今後は「利用申込」先が保健所に統一されます。

③添付書類の内容が変更になりました

- スムーズな利用調整のために、患者さんのより詳細な状態を把握する必要があることから、申込書の様式を変更するとともに、申込時に添付する書類を拡充しました